

○小島補佐 それでは、定刻になりましたので「食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会」を開催いたします。

私、事務局の医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室の小島です。よろしくお願いたします。

開会に当たりまして、宮寄雅則大臣官房生活衛生・食品安全審議官から御挨拶を申し上げます。

○宮寄審議官 おはようございます。

本日は、年度初めのお忙しい中、部会に御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

また、先生方には、日ごろより厚生労働省の食品衛生行政に格別なお力添えを賜っておりますこと、この場をおかりして厚く御礼申し上げる次第でございます。

BSEにつきましては、近年、世界的にもBSE発生リスクが減少している状況でありまして、国際的には、OIEにより無視できるリスクと評価される国が我が国を含め48カ国に増えてきております。

このような状況の中、厚生労働省では、平成21年以降において国内でBSEが発生していないこと等を踏まえまして、平成29年4月に国内の健康と畜牛のBSE検査を廃止いたしました。また、輸入牛肉対策につきましても、BSE発生リスクの低下を踏まえ、BSE発生国から輸出される牛肉に関する食品安全委員会の評価に基づき、輸入条件を定めて輸入規制の見直しを行っております。

そのような中、本年1月に、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓についても、食品安全委員会から、月齢制限を撤廃しても人へのリスクは無視できるとの評価結果の答申がございました。

本日の部会では、BSEに関する国内及び輸入対策の現状を御報告させていただきますとともに、米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等の輸入条件の見直し方針についても御報告させていただくこととしております。委員の皆様におかれましては、それぞれの御専門のお立場から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、部会冒頭に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小島補佐 ありがとうございます。

冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○小島補佐 続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。

雨宮靖子委員でございます。

○雨宮委員 消費科学センター、雨宮靖子と申します。よろしくお願いいたします。

○小島補佐 続きまして、浦郷由季委員でございます。

○浦郷委員 全国消費者団体連絡会の浦郷と申します。よろしくお願いいたします。

○小島補佐 堀内基広委員でございます。

- 堀内委員 北海道大学の堀内です。よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 岩丸祥史委員でございます。
- 岩丸委員 農研機構の岩丸と申します。よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 佐藤克也委員でございます。
- 佐藤委員 長崎大学の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 横山隆委員でございます。
- 横山委員 農研機構、横山です。よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 本日は、福田晋委員から欠席との御連絡をいただいておりますが、部会委員の過半数となりますので、本部会が成立することを御報告させていただきます。
- 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- まず、生活衛生・食品安全審議官の宮寄でございます。
- 宮寄審議官 改めまして、よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 続きまして、食品監視安全課長の道野でございます。
- 道野課長 道野でございます。よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 続きまして、輸入食品安全対策室長の蟹江でございます。
- 蟹江輸入食品安全対策室長 蟹江でございます。よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 続きまして、HACCP企画推進室長の横田でございます。
- 横田HACCP企画推進室長 横田でございます。よろしくお願いいたします。
- 小島補佐 最後に、私、小島でございます。よろしくお願いいたします。
- それでは、以降の進行を部会長の堀内委員にお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 堀内部会長 それでは、改めまして、部会長を仰せつかっております北海道大学の堀内です。本日は円滑な議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。
- それではまず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。
- 小島補佐 委員の皆様には事前にお伝えしておりますが、審議会等のペーパーレス化の取り組みといたしまして、本日の資料はタブレットを操作してごらんいただくことになっております。操作で御不明点等ございましたら、適宜、事務局までお申しつけください。皆様のお手元にはタブレットの使用法につきましてのパンフレットも配付させていただきますので、こちらも御参照いただけますと幸いです。
- 以上です。
- 堀内部会長 皆様、タブレットをごらんいただけていますでしょうか。
- それでは、議事に入りたいと思います。
- まず、議題1の「牛海綿状脳症（BSE）対策の現状について」ということで、資料1に基づきまして事務局より説明をお願いいたします。
- 道野課長 それでは、資料1に基づきまして御説明いたします。
- まず、BSE対策の現状ということでございまして、国内対策、輸入対策というふうに御説

明を進めていきたいと思いをします。

国内対策につきましては、参考資料1の3ページに全体的な流れもございますので、さらにもごらんいただければと思います。文章を追われるか、絵のほうでごらんいただくか、わかりやすいほうで見ていただければと思います。

御承知のように、平成13年9月に国内で1頭目のBSEの感染牛が見つかったということがございまして、同年10月より、と畜場における対策を開始したということでございます。一つは、特定危険部位の除去と焼却の義務化、もう一つの対策として、全月齢を対象としたBSE検査の実施です。追加的に、平成16年2月からは、食品衛生法に基づいて、これも国際的にはSRMの一つとされている脊柱についての食品への使用禁止という措置をとってまいったわけでありまして。

その後、審議官の挨拶にもございましたように、国内外でのBSEリスクの低下、国際的な状況等を踏まえまして、リスク評価機関である食品安全委員会に評価を依頼し、その評価結果に基づいて対策の見直しを順次行ってきたという経緯です。

前回の開催以降ということで申しますと、平成29年4月から、と畜場における健康と畜牛のBSE検査を廃止いたしました。現在では、と畜場法第14条第1項に基づく生体検査においてBSEと診断された牛について、通常、難しいわけではありますが、とさつ禁止の措置が行われる。また、引き続き、生後24カ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常または意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものに対するBSE検査を実施しております。

参考資料1の5ページをごらんいただきますと、と畜場におけるBSE検査の結果をお示ししております。特に健康牛のBSEスクリーニング検査廃止後の内訳として、29年度、30年度については2月末までですが、数字を示しております。健康牛のスクリーニング検査廃止後、平成31年2月28日までに2514頭について、症状を呈する牛、その他というのは生後24カ月未満で神経症状等が疑われたため実施したのですが、そういった牛についての検査を実施しております。これまでに陽性牛は発見されていないという状況であります。

資料1に戻りまして、もしくは参考資料1の3ページをごらんいただきながらお願いしますが、SRMにつきましては、平成25年4月に30カ月齢以下の頭部（扁桃を除く）及び脊髄、平成25年2月に30カ月齢以下の脊柱を除外する見直しを行っております。これは、それまでは月齢要件がなかったものについて月齢要件を入れたというものであります。

今後の対応であります。SRMの範囲につきましては、平成27年12月に現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30カ月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く）、脊髄及び脊柱」から「30カ月齢超の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く）及び脊髄」と変更した場合のリスクの比較について食品安全委員会のほうに評価依頼をいたしました。しかしながら、現時点では食品安全委員会のほうでまだ審議のスケジュール等は立っていないということですが、仮に評価結果が出た場合、その結果に基づいて管理措置について変更を検討するということとなります。

次に、資料1の2ページです。輸入対策につきまして、これも参考資料1の3ページの右側ですが、輸入に関しても大まかな流れにつきまして記載しております。

経緯につきましては、平成8年3月にヒトの変異型ヤコブ病とBSEの関連性が報告されたことがあって、英国産の牛肉の輸入をまず禁止いたしました。平成13年2月以降、欧州等でのBSEの広がりを踏まえまして、BSE発生国からの牛肉の輸入禁止をいたしました。平成15年5月にはカナダ、同年12月には米国で、さらに平成24年12月にはブラジルでBSEの発生が確認されたことから、それぞれ牛肉の輸入を一旦禁止しております。

米国及びカナダ産牛肉については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて、平成17年12月に20カ月齢以下の牛由来等ということを条件に輸入を再開しております。

その後、国内外のBSEリスクの低下、国際的な状況等を踏まえて、米国、カナダ、フランス、オランダから輸入される牛肉の月齢制限について30カ月齢への引き上げ、SRMについて国際基準を考慮した変更をしてきております。

食品安全委員会の評価結果の「20カ月齢（フランス・オランダは輸入禁止）の場合と30カ月齢の場合のリスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」という評価結果に基づきまして、平成25年2月に輸入条件を改正しております。これが現行の輸入条件ということになります。

その後、食品安全委員会の評価結果を踏まえまして、現時点で計15カ国について同様の輸入条件での輸入を実施しております。ちなみに、ブラジルにつきましては、月齢条件が48カ月齢になっています。

資料にございますように、前回部会以降の動きといたしましては、平成28年9月にオーストリア産の牛肉について、31年3月にスペイン産の牛肉について、それぞれ評価の依頼をしております。オーストリア産の牛肉については既に平成29年9月に30カ月齢以下の牛肉等の輸入を再開しております。引き続き、輸入が再開された国からの牛肉については、輸入条件に適合しているかどうか輸入時に検疫所において検査等の対応をとっていき、また現地調査についても実施していくことにしております。

今後の方向性でございますが、平成23年12月以降のBSE発生国からの牛肉等に係る食品安全委員会への諮問内容には、30カ月齢というステップと、さらに国際的な基準を踏まえて、月齢の規制閾値の引き上げの評価依頼をしております。そういったことで、今後も食品安全委員会の評価結果が得られれば、その評価内容を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行うという方針でございます。

先ほどの説明の中で若干追加させていただきますと、イギリスについても平成29年8月に食品安全委員会に諮問して、平成31年1月に30カ月齢以下の牛肉等の輸入再開を実施しているということでございます。失礼いたしました。

私からの説明は以上です。

○堀内部会長 ありがとうございます。

ただいま、国内対策、輸入対策、これまでの経緯のサマライズ、特に前回の部会、平成

28年11月からの経緯を強調されてお話をいただきました。議題の1につきましては、ここで特に何かを審議するという事ではないのですが、これまでの対策、特に前回の部会以降の対応について委員のほうから御質問あるいは御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。何かございますでしょうか。久しぶりの開催ということもありますので、過去の経緯にさかのぼってお尋ねいただいても構わないと思います。横山委員、佐藤委員は食安委でもこの問題を恐らく議論されてきていると思いますが、どうぞ、岩丸委員。

○岩丸委員 1点、質問させてください。ブラジルの輸入条件が48カ月齢以下なのは、ブラジルは非定型BSEだけ出ているという理解でよろしいでしょうか。

○道野課長 ブラジルの主張としては非定型ということだったのですが、ただ、検査結果に関しては十分検証できるようなものがないということだったと記憶しています。ブラジルの場合は、バックグラウンドとして肉骨粉の供給などの状況があるのかというと、グラスフェッドでありますので、そういう関係は余り考えにくく、結局のところ、そういったブラジルのリスクというのも考慮した上で最終的に48カ月齢ということで食品安全委員会のほうに評価をお願いしまして、その結果に基づいて現在の48カ月齢という月齢閾値を設定した、そういう経緯です。

○岩丸委員 ありがとうございます。

○堀内部会長 ほか、いかがでしょうか。

食安委の評価に基づいてということなので、ここで改めてお伺いすることではないのかもしれませんが、もしくは横山先生、佐藤先生あたりにもお伺いしたいのは、例えばカナダやアイルランドは、最近、比較的若い5～6歳の牛で定型BSEが出る。なかなか完全にクリアにならない。飼料規制をしいている中でなくなる。ぽつんとああいうものが出ることに對して、もちろんBSEの最初のころの混乱というのはゼロリスクで考えていたために起こっていたことは多々あると思いますが、そういう散発的に出る定型BSEというのはどういうふうに捉えられていたのでしょうか。もし食安委での議論の中でそんな話が出てきていたらお聞かせいただけませんか。

○横山委員 堀内先生がおっしゃるように、ゼロリスク、ゼロを求めるとするのは非常に難しい話です。潜伏期の非常に長い病気なので、散発的な発生というのは否定できないにしても、確認された陽性牛がまず確実に処分されること、それから、餌のサイクルが回っていて集団発生するようなリスクがあるかないか、個別の発生事例に対して検証することが食品安全委員会から提唱されています。

カナダ等の事例は、疫学調査の結果、新たな餌のリサイクルが起こっていて、BSEの1頭の発生を契機にして今後多くの陽性牛が確認されるような状態にはないだろうということがそれぞれの国の報告から読み取れたということでこのような結論に至っています。

○堀内部会長 ありがとうございます。

厚生労働省側のほうで、ぽつんと出るアイルランドやカナダの定型BSEの原因にかかわるよ

うなことで情報をお持ちでしたら、お教えいただけないでしょうか。

○道野課長 カナダの場合には同一農場だったということもあるわけですが、一応、報告例がある都度、発生国の政府からは情報の提供を受けまして、食品安全委員会の評価の際にも提供しているところです。

我々としても行政の立場から言うと、そういった散発的な発生例が飼料規制も含めた、当該国のBSE対策のシステム的な問題なのかどうなのかということが一番大きなところだと考えております。そういった意味で、スポラディックなケースだということ、それから実際にその国でのSRM除去、そういった食品の安全対策が適切にされていることが非常に重要ではないかと認識しているところであります。

○堀内部会長 ありがとうございます。

もちろん、BSEが発生した20年近く前に比べるといろいろなことがわかってきて、科学的には説明のつくところは多いのですが、実際にこの問題を契機に食の安心が日本で非常に問題になったということもありまして、なかなか一筋縄では安心のところを説明していくことが難しいのですけれども、今後とも、情報がありましたらできるだけ提供をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

ほか、議題1のBSE対策の現状についてということで何かコメント、御意見がありましたら、まだ時間もあるようですが、お願いできますでしょうか。

過去の混乱が忘却のかなたに行ってしまうのも危惧しております。やはりそのときに学んだことというのはしっかり次の世代にも語り継いでいかなければいけないと思っておりますので、どんなことでも結構ですが、御意見がありましたら、どうぞ。

○道野課長 簡単に事務局から追加させていただきます。国内の発生当初というのは、当時、ヨーロッパ、イギリスやドイツで行われた感染実験のデータなどもまだ出ていないとか、途中というようなところもあります。それから、日本も含めて、BSEに関する科学的知見、データが蓄積されてきたということで、当時、ある程度ヨーロッパにおいても何がしかのデータはあったにしろ、現象面から見た対策が科学データに裏づけられつつやってきたということが大きいのではないかと思います。

そういったことも踏まえて、食品安全委員会におかれても、基本的にはBSEの発生するリスクと対策についての評価ということで評価手法も固まってきたこともあって、現在、データが蓄積されたことと、評価手法がある程度安定して実施されるようになってきたことが、これまでの私どもの管理措置の見直しというところにつながってきていると思います。そういったことを説明することによって社会的にも理解が進んできて、ある程度忘れられたという部分もあるかとは思いますが、そして、実際に見つかるBSEの牛の数が激減していることも一般の方々にとっては説得力のあることになってきていると思います。発生当初というのは、その後どうなるかというのが見えない中でのさまざまな対応であったり、説明であったりということがあったのだと思います。

○堀内部会長 ありがとうございます。

横山先生、どうぞ。

○横山委員 ただ、今後、やはりいろいろな対策の前提となっているのがSRMの除去や牛へのリサイクルの禁止で、そこが全てになっています。確かにBSEの発生は、国内も世界的にも微々たるものになってきていますが、この病気をなくすのに35年以上、人間がつくった病気を撲滅するのにそれぐらいの時間がかかったということから、やはり再発を防止するために必要最低限のこと、SRMの除去やリサイクルの禁止は永続的に続けていくことがこれから必要なのではないかとすごく感じます。

○堀内部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○佐藤委員 確かにバリエーションCJDは、2014年からほぼゼロになって約4年間、5年間となっていますが、今後出ないという確率論では言われていますが、本当に今後発症しないかどうかは不明です。非定型から、例えばヒトへの感染というのはほぼないと言われていますが、それは実験上のことであって、もしかしたら感染するリスクは存在するかもしれないので、横山先生が言われたように、SRMの除去や危険部位の除去というのが非常に重要なポイントになってくるのではないかと。今後、私たちも、プリオンのサーベイランス、ヒトのサーベイランスのほうでCJDのバリエーションについても非常に注意しますが、基本的には食品の安全というベースを考えたときにそこが非常に重要なことになってくるのではないかと思います。

○堀内部会長 ありがとうございます。

厚生労働省で食品を介して人が病気になるかということころを本来考えなければいけないのでしようけれども、BSEの問題は、それとは別に、どうしても一度病気になると治療法のない致死的な問題ということで、やはり根底には、牛から牛を含めて、そこまでしっかり考えておかなければいけない。それは農水省の管轄だと言われても困るのですが、我が国としては、省庁の壁を越えて一つの問題として捉えなければいけないと思っております。今後とも、特に輸入のところに関してはそれぞれの国での管理措置の徹底といいますか、遵守状況が、これからもこの問題をセンシティブに考えておられる消費者の皆様にとっては関心のあるところだと思いますので、そういうところの調査、それから、調査した場合の結果の報告、開示をお願いできればと思っております。

○道野課長 横山先生、それから堀内部会長がおっしゃるとおりでして、国内外でのいろいろなBSE対策に関しての農水省との連携ということで申しますと、特に重要なSRM対策ということで、と畜場法で焼却義務をかけているということも、当然のことながら、飼料に利用されないようにということでもあります。それから、そういった各と畜場でのSRM管理の状況、さらには、除去するための月齢管理などもやるわけですが、その実施状況については毎年調査をいたします。問題があった場合は、そういったことも含めて各自治体から情報を報告してもらい、また、必要に応じて食品安全委員会にも報告しているということで、やはりSRMの除去と飼料対策との連携は非常に重要だと考えています。

また、輸入品につきましても、きょう、御説明を議題2で予定しております米国、カナダ、アイルランド、ほかの国につきましても、リスクの評価を食品安全委員会で実施する場合には、飼料対策を含めて生産団体の対策につきましても、農林水産省の協力を得まして、輸出国政府から情報、データ等を提出してもらって食品安全委員会のほうに提出している、そういう形で対応してきているところでもあります。

○堀内部会長 ありがとうございます。

議題1に関して、どうぞ。

○浦郷委員 BSEに関しては、一時期、発生したときは大変心配しましたが、飼料規制とSRMの除去で今ほとんど見られないというところで、そこはしっかりしていただけていると思います。

先ほどからお話に出ていた飼料のところとBSEの検査のことで、参考資料1のパワーポイントの14ページに「各国のBSEの検査体制」とありますが、ここをもう少し詳しく説明していただければと思います。この表を見ると、米国・カナダは食肉の検査は全くしていないということで考えていいのか。EUでは健康と畜牛のBSE検査を廃止した国も幾つかあるようですが、ほかの国の状況はどうか。

もう一つ気になるのは、16ページの飼料規制のところ、米国・カナダは、肉骨粉は豚・鶏が丸印になっていますね。日本とEUと違うのですが、ここはどういうふうに考えたらいいか、説明していただきたいと思います。

○道野課長 まず、14ページの各国のBSE検査体制ですが、食肉検査というのは、基本的には健康牛の検査と受けとめていただければと思います。米国・カナダにおきましても、と畜場に搬入されたもので、例えば歩行困難牛や神経症状を呈しているものについては、BSEサーベイランスの対象になります。そういったことでありますが、国際的に見ても、健康牛についての検査は日本も含めて廃止されているというのが現状です。

それから、飼料規制に関してなのですが、特にアメリカの飼料規制の中で、豚・鶏に対して牛の肉骨粉の給与ということについてのお尋ねだったと思います。この件については、従前から食品安全委員会においても米国・カナダの牛のBSEリスクの評価をした際に議論されてきているところでもあります。基本的に日本は、牛と豚の施設は、と畜場でも割と併設のケースが多いのです。鶏は普通、別です。そういったことで、肉骨粉にした場合に、と畜残渣ということで骨や皮、不可食部分というものが牛、豚のものが混ざってレンダリングに回るわけです。

ところが、米国・カナダにつきましても、もともと牛と豚、もちろん鶏もそうですが、そういった施設の分離が非常に進んでいて、言ってみれば大規模で、それだけで十分やっていけるというか、産業構造がかなり違って、そういった意味でクロスコンタミネーションが非常に起こりにくいということが前提にあるわけです。

いずれにいたしましても、それについては推測とか、そういうことではなくて、日本で輸入の米国産牛、カナダ産牛の評価をする際には、そういった内容、規制と実態について、

さらには規制の検査の結果、そういったデータも含めて食品安全委員会のほうで議論、検討していただいた上で評価がされているという状況であります。

○堀内部会長 よろしいですか。

○浦郷委員 はい。

○堀内部会長 議題1のBSE対策の現状について、これ以上の特段の質問、御意見がありませんでしたら、これで議題1を終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題2に移りたいと思います。「米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等の輸入条件の見直しについて」ということで、これも資料に基づきまして事務局から御説明をお願いします。

○道野課長 それでは、資料2に基づいて御説明したいと思います。

「米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等の輸入条件の見直しについて」ということで、先ほどと説明が多少重複するかもしれませんが、経緯から御説明いたします。

食品安全委員会におきましては、平成30年4月に最新のデータが得られた米国、カナダ、アイルランドにつきまして、評価を開始しております。本年1月、これらの3カ国から輸入される牛肉等について食品安全委員会より、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値（30カ月齢）を引き上げた場合のリスクに関して、この3カ国からそれぞれ輸入される牛肉、内臓の月齢条件を条件なしとしたとしても、人へのリスクは無視できるという答申がございました。

こうした食品安全委員会の評価を踏まえまして、本年2月から3月にかけて、3カ国のBSEに係るリスク管理の状況について現地調査を実施いたしました。その結果、政府が当該対策の実施状況の検証をしっかりと行う体制が維持されていることを確認したという状況でございます。

今後の対応です。

月齢条件につきましては、食品安全委員会の評価結果も踏まえ、現行の30カ月齢以下を撤廃するということになります。

SRMの範囲ですが、月齢条件を変更することによって30カ月齢を超える牛肉及び内臓が入ってくるようになりますので、必然的にSRMの範囲が大きくなります。その内容としては、現行の全月齢の扁桃及び回腸遠位部に加えて、30カ月齢を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く）、さらに脊髄と脊柱、これが今後の輸入条件となるSRMの範囲ということになります。

スケジュールですが、パブリックコメントについては4月26日までを予定しています。さらに、この輸入条件を輸出国側に遵守してもらおうということにつきまして、輸出国政府と協議を継続してやっています。こういったことが完了いたしましたら、関係通知を改正していくというスケジュールを見込んでおります。

次のページは、参考といたしまして、米国、カナダ、アイルランドについての検査体制、国内の規制、特にSRMの部分に関してですが、それから、対日輸出のための上乗せ条件を表

にしたものです。これはどういうことかと申しますと、相手国の国内規制よりも日本の輸入条件が厳しい場合には、それに上乗せしてもらって対日輸出の条件を設定し、日本向けに輸出する牛肉及び内臓について遵守のシステムをつくってもらうということになるわけです。3カ国とも既に現行の輸入条件でそういったシステムはできています。したがって、この表は、さらに今後、対日輸出のための上乗せ条件がどういうふうになっていくのかということについて整理したものであります。

検査体制につきましては、3カ国とも日本と同様に公的検査がと畜場において行われております。米国については、上乗せ条件については、と畜検査をやっているFSISに加えて、農業販売促進局と訳していますけれども、Agricultural Marketing Serviceという農務省の局が輸出条件の遵守について検証する、そういう仕組みになっています。カナダにつきましては、と畜検査を担当するCFIA、アイルランドについてはDAFMがそれぞれ国内規制プラス輸出条件の遵守についても検証している仕組みになっています。

それぞれの国の国内規制については、若干それぞれ差異があります。

その差異を踏まえて、さらに対日輸出条件のための上乗せ条件を整理したのが一番下の欄になるわけです。米国を例にして申し上げますと、米国については、SRMが頭部全体ということではなくて、頭蓋とその中のものというふうに内容が記載されることになっています。日本の場合には、包括的に頭部をSRMとして、例外的に舌や頬肉、利用可能なものを指定している、そういう仕組みになっています。そういったことでアメリカの場合も対日輸出条件にはそれを上乗せしてもらおうということになります。結果として何が起こるかという、頬肉以外の頭部の肉が日本に輸出できないというのがアメリカのそういった施設から見た追加的な規制になると理解をしております。

同様な形で、カナダについては30カ月齢以下について、現在もそうなのですが、扁桃については国内規制に入っておりませんので追加してもらって、頭部に関しての追加規定を設けてもらうということをやっております。

ちょっとわかりにくくなっているのは、米国については、厳密に現在の輸出プログラムを30カ月齢以下のものに限定して書いていますが、カナダとアイルランドにつきましては、現行の規定においても30カ月齢を超えるものについての規定が言及されているということもありまして、基本的には月齢条件を撤廃することでルール自体は対応可能という仕組みになっております。

資料2につきましてはの説明は以上です。

○堀内部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明につきまして、また委員のほうから御質問、御意見、指摘事項があればお願いいたします。

○佐藤委員 前回も私は同じ質問をしたのですが、確かに輸入条件については、カナダ、アメリカ、アイルランドは、見直しの条件としてはこれでいいとは思いますが、輸入不適合事案がどうしても各国出てきます。特にフランスでは、同じと殺場が失敗してい

るところが多い。アイルランドは、前回の議論のときに、平成29年度に同じようなところが出ているということ指摘していますが、もし同じようなところで輸入条件不適合事案が出たときにどういう対応をしていかなければいけないのか。フランスで同じところが出てきています。例えば、GROUPE BIGARD、SOCOPA VIANDESが同じように出てきています。不適合事案をこのままほっておいていいのか。

前回、質問に対してお答えいただいたのは、一応、チェックに行っていますと。必ずこちらの輸入条件について話をしているということにもかかわらず、平成30年度においても同じような事案で不適合事案が出てきている。今後どうしていかなければいけないのか。これを守っていかなければ、危険部位が混入する可能性がゼロではない。そこについてどうしていくべきか、その辺、前回と同じ質問をしてしまって申しわけないのですが、どうなのでしょう。

○道野課長 不適合事例については、参考資料1の19ページ、20ページ、21ページに、今、御指摘の内容も含めて記載がございます。輸入条件の不適合事案について、時間があるので少し詳しく御説明しますと、最近の対応としては、除去が不十分な貨物についてはその貨物をストップするということと、それを処理した施設についても輸入を認めないということで、基本的には個別事案の扱いとして処理しています。当該施設における改善の内容を確認した上で輸入の再開を認めるという対応になってきています。再開を認めた後については、次の機会の現地調査の際にその施設にも行って、改善の状況について日本側としても検証するという仕組みをとっております。

ただ、こういった問題については、先ほども申し上げたとおり、輸出国でのシステムがちゃんと動いているかどうかということが非常に重要なわけです。そういった意味で、過去の例で申しますと、米国産牛肉の輸入を再開した際に、脊柱のついた部位が輸入されるということがあって、これは米国のシステム自体がそもそも機能していないのではないのかということがあって、米国産牛肉の輸入を一時的にサスペンドしました。これは半年以上続いたわけですが、そういったこともあります。輸出国でのシステムが機能していないのではないのかということになれば、その国からの輸入をそもそも考えなければならないということでもあります。

現状で申しますと、多くの対日輸出施設は、そういったことで言うと、遵守を各国はしているわけでありまして、ただ、先ほど申し上げたような国内規制との差異があった場合に、追加的な対日条件について違反のケースが散見されるという現状です。私どもとしても、輸入時のチェックの徹底と、さらに発見された場合にはしかるべき当該施設からの輸入のストップであるとか、現地での検証ということについて引き続き適切に対応していきたいと考えております。

○堀内部会長 佐藤先生、よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○堀内部会長 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○雨宮委員 質問ですが、参考資料2の2ページの下の米印で「米国、カナダは平成17年以降、原則、食肉処理施設の査察を毎年実施」とあります。アイルランドについて教えていただきたいのと、6ページのSRMの除去で、アイルランドだけ回腸遠位部となっていないで、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜となっていて、この違いがわからないのですが、教えていただけますか。

○道野課長 御質問、ありがとうございます。

アイルランドにつきましては、輸入再開後、2回、現地査察に行っております。毎年というのは、欧州の場合、国の数が多いことが一つと、もう一つは、輸入量自体も米国、カナダに比べるとかなり少ないということもあります。輸入状況を見ながら、また不適合事例の発生状況を見ながら、査察の実施国は決めておりますし、今後もそういった対応で進めていきたいと考えております。

参考資料2の内容については、もともと相手国の国内規制、アイルランドの場合はEUの共通規制の中でやっているわけですが、その書き方が違うので、必然的に対応が少し変わってきているところがあります。

ちなみに、回腸遠位部、小腸の後部というのは盲腸との接続部からになるわけですが、日本の規定では2メートルとなっていて、EUの4メートル、アイルランドの4メートルはそれを十分含んでいるということで、さらなる上乗せ条件は必要ないという、技術的な話ですが、整理になっているということです。

○堀内部会長 よろしいでしょうか。

○雨宮委員 ありがとうございます。

○堀内部会長 現在、この3カ国からの輸入条件の見直しは進んでいるのですが、スケジュールの全体像を教えてください。現時点では、これからパブリックコメントを行ってというスケジュールであると思いますが、実際には今後どういう形で進められていくかというところのスケジュールを教えてください。

○道野課長 今後、パブリックコメントが、先ほど御説明したとおり、4月26日までということであり。その後、パブリックコメントの内容について検討、また回答作成をした上で、その後になります。輸出国政府との協議内容等も踏まえた上で、関係通知を改正していくこととなります。輸入規制につきましては、厚生労働省から、実際に港で検査に当たっている検疫所に対して輸入食品に関する安全性のチェックをどうするかという観点での通知をしております。その中で、各国から輸入される牛肉の取り扱いについても定めておまして、その通知の内容を変更する、改正する手続になるということでもあります。

○堀内部会長 それと同時に、今、食安委にSRMの国内の見直しも諮問していると思いますが、細かいところを見ると、先ほどのアイルランドの例もそうなのですが、文言が少しずつ違うのです。特にカナダとアメリカの違いは、脊柱か背根神経節かという表現の違いがありまして、そこは日本の現行の規制、日本のSRMの見直しがされて、それが粛々と進んで、管理措置として変更になる。そのところでダブルスタンダードになるような時

点というのは生じないと理解してよろしいでしょうか。

○道野課長 はい、ただ、リスク評価については、それぞれ前提になる内容、例えばSRMの範囲に基づいて評価していただいて、変更可能であれば、その内容にしていくという流れになりますので、現状のSRMの見直しについての食品安全委員会の評価依頼の内容に関しては、EUの関係国のSRMの範囲も参考にしつつ、脊柱が除外できないかというようなことで諮問しています。

考え方は、脊柱といいましても、座長が今、御指摘されたような背根神経節ということで、確かに異常プリオンにつきましてもは脊髄と同様に含まれているわけですが、重量自体が非常に少ないということもあって、リスクの低下とともにそういった見直しがヨーロッパでもやられているということも踏まえた内容での諮問になっています。

ただ、これは日本におけるBSEリスクを前提とした議論でありますし、それから、各国の輸入条件につきましてもは、やはりそれぞれの国のBSEリスクに基づいてそれぞれ評価をしていただいているということです。国内の見直しが直結するというわけではありません。それぞれ変更する場合には、各国のBSEリスクを踏まえた評価を改めてやっていただく必要があると考えております。

○堀内部会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見がありましたら、せっかくの機会ですので、いかがでしょうか。

○横山委員 参考資料1の19ページからの不適合事案のことでもう一度お聞きしたいのですが、大半の不適合の内容が扁桃の除去が不十分な舌の輸入ということで、日本がこれを守ってくださいという具体的なプロトコルなり、その提示が不十分ではないのかと疑われるような気がします。例えば舌扁桃のところだと思いますが、そこを取りなさいというときに、具体的に相手方がわかるような指示をしているのかどうかというのが疑問に感じるところです。

○道野課長 もともとこの問題というのは、実は国内でも同じように、単に舌扁桃を取りなさいというだけだとどこの場所を切るのかがはっきりしない部分があるわけです。解剖学的にも、びまん性に割と存在している、特に境界線についてはそういう事情もあります。そういったことで最後位の有郭乳頭のラインでカットするというのが基本になっています。実は米国も全く同じでありますので、そういった意味で米国は扁桃に関しては問題が生じにくい状況にあります。

ところが、ヨーロッパに関しては、舌扁桃の除去について明確なルールがないということがあります。そういったことで、今まで輸入をストップしていた国に関して輸入を再開する場合には我々のほうでも、これはよく起こる話なので、さっき佐藤委員がおっしゃったとおり、フランスで再開したときにばたばた出たということがありまして、写真や、この線で切るのですよと明記したものを、輸出国政府を通じて対日輸出施設に徹底してもらおうということをやっています。結局、その辺が施設の中でどこまで徹底されるかというこ

とが、結果としてこういった不適合事例が発生する、しないの差になってきていると分析しております。

○堀内部会長 横山先生、よろしいですか。

○横山委員 はい。

○堀内部会長 ちなみに、アメリカ、カナダはどのぐらいのパッカーが日本に輸出しているのか、そんなに数は多くないというような話を聞いていますが、そうでもないのですか。実際の数字というのはどのぐらいの数なのでしょう。

○道野課長 施設数は調べますので、ちょっとお待ちいただければと思いますが、全体の輸入実績としては、参考資料1の18ページに、米国、カナダを含めてこれまでの輸入実績は出しています。米国については、例えば29年度であれば、肉と内臓を含めて、このデータだと30万トン弱ありますし、カナダについては2万6000トンという数字になっています。ヨーロッパの関係では、ポーランドが1000トンを超えていますが、それ以外については数百トン単位以下、数十トンという国もあるということです。

輸出施設については、数字が確認でき次第、御報告したいと思います。

○堀内部会長 なぜそんな数を聞いたのかというのは、毎年行かれているということでしたが、母集団のどのぐらいところをチェックされているのか、確認したかったものですか。

○道野課長 母数は引き続き搜索しますが、実施状況については、SRMの除去に関連して、特に米国産・カナダ産牛肉の月齢条件が20カ月だった時期につきましては、そういった月齢の区分もアメリカの国内規制だと30カ月です。そういったことで、アメリカの国内規制、カナダの国内規制と輸入条件が月齢条件、SRMを含めてかなり差があったこの時期につきましては、先ほど申し上げたような全体の輸入をストップした後については全施設について確認を行った上で、その後についても米国については年間10施設程度の実施をしてきたという経緯があります。ただし、30カ月に見直し以降についてはこういった事例が非常に減ってきている、もしくはなくなってきたということもありまして、査察対象施設については年間に数施設となっています。

ただ、加工していない、いわゆる生肉冷凍肉、内臓以外にも、加工品についても対日輸出が可能になってきたことがありますので、そういった加工品の施設についてもチェックするようにということで査察を実施してきています。査察の実施状況としてはこういった概況であります。

○堀内部会長 ありがとうございます。数がすぐ出てこないようであれば、委員に後日、メール等でも結構ですので、お知らせください。

○道野課長 概数でアメリカが50ぐらいだそうです。

○堀内部会長 委員のほうから何か御質問、御意見はありませんか。

ちなみに、こういう輸入条件を変えていく場合というのは、あくまで相手国から、こういうものを輸出したいのだが、どうだろうかという申し出がまず最初にあるという理解で

よろしいのですね。そういう申し出がない国に対しては、例えば同じBSEのリスクが無視できる国であっても、リスク評価も行っていない、その後の議論も進めない。あくまで相手方からこういうものを日本に輸出したいのだけれどもというところがスタートラインになっているということによろしいのですね。

○道野課長 はい。特にBSE関連につきましては、過去にBSEの事例が報告されている国については食品安全委員会での評価が必要になっています。評価していただくためには、輸出国政府から資料、データを出していただくという必要性が発生しますので、こういった輸入条件の見直し、もしくは新たに輸入するということになれば、基本は相手国の要請に基づくこととなります。

ただし、BSEに関してはそうなのですが、全体として見た場合に、今まで全く日本に牛肉を輸出していなかった国が輸出しようとする場合は、特に家畜の病気の関係で、例えばもともと口蹄疫の発生国ということになると、家畜防疫条件といえますか、家畜の伝染病の対策について農水省と相手国の家畜衛生部局との議論が先行します。そういったことをある程度クリアすることになってくると、公衆衛生上の対策ということでBSEも含めた食品安全という観点からのやりとりが発生してくることになります。BSEが全く発生していない国については食品安全委員会の評価は求めていますので、家畜衛生上の問題と公衆衛生上の問題を我々管理機関のほうと相手国で協議した上で、結論が出れば日本への輸出が可能になる、そういう仕組みになっております。

○堀内部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

きょうの会としては、特にこの2年間の進捗状況を御報告いただいて、それを共有するというのが一番の趣旨かと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題2をこれで終わりにさせていただきます。

議題1、2に関して、きょう御欠席の委員からの特段の御意見はありません。

それでは、議題3の「その他」になりますが、何かこの場で御発言等ありましたら。

○佐藤委員 1つだけ質問していいですか。BSEをなくすために肉骨粉を餌として牛に食べさせなくなった。最近、サウジアラビア、あの辺の中東アラブで肉骨粉をラクダに食べさせてプリオン病になったという報告があります。使わなくなった肉骨粉をどのように除去したのか、実はこの話は学生から質問されて、一体どうなったのかというのがわからなくて、どうなったのでしょうか。堀内先生や横山先生が知っていらっしゃったら、使わなくなった肉骨粉はどうしたのか、処理はどうしたのか、教えていただきたいのですが。

○道野課長 とりあえず、私の存じている範囲でまずお答えして、補足いただければと思います。

基本的には、と畜残渣から肉骨粉というのは製造されたわけでありまして。加熱して、脂分、たんぱく、ミネラルと分けて、基本的には油脂を利用するのですが、肉骨粉についても飼料利用がされていたということです。

BSE発生後、それをどうしたかというのと、と畜残渣は水分が多く、非常に重たいですし、廃棄物としての処理が難しいので、一旦、肉骨粉にして、脂と肉骨粉をそれぞれ焼却するという仕組みが農水省のほうで講じられてまいりました。基本的には焼却ということで、当然ほかのところに回らないということで、と畜場の中におけるSRMの処理と同じような考え方で対処されてきたということでもあります。

海外については、たしかEUに関しては同様の措置がとられていると承知しています。いつからというのは私もわからないのですが、ただ、ずっと以前に日本でBSEの発生時の原因ということで評価した際には、ヨーロッパでの肉骨粉の輸出があったのではないのか、それが回り回って日本に来ているのではないかという議論もあったと記憶しております。

○堀内部会長 1980年代のOIEの、公式か非公式かわからないのですが、イギリスの肉骨粉が使われなくなったとき、それがどこに行ったのかという輸出と輸入の数値は出ておりません。やはり経済学というか、利益が先行している結果、こういう病気が広がってしまったというところは過去の教訓としてあると思います。

アルジェリアのヒトコブラクダの話は、原因が肉骨粉かどうかというのは、私、レポートを読んだ限りでははっきりわからないのですが、レトロスペクティブにはかなり古く、1980年代後半か90年代からは病気としてはあったというような、もちろん過去の話なので、恐らく獣医さんの聞き取り、臨床症状でそんなのがあったという程度のレベルだと思いますけれども、かなり前からあったと学会等では報告されています。ただ、パーセンテージは非常に高いですね。発生率としては非常に高い。動物の病気で、伝達性という意味でそれほど高くない病気が数%の割合で発生するというのは非常に大きな数値かと感じます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

それでは、本日の議論を踏まえつつ、厚生労働省におかれましては、BSEに関するリスク管理措置を引き続き実施していただいて、必要に応じて本部会に状況報告をお願いするということによろしいでしょうか。

それでは、その他、事務局から何か連絡等ありましたらお願いいたします。

○小島補佐 特にございませぬ。

○堀内部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の部会はこれで終了したいと思います。長時間にわたる御議論、ありがとうございました。